

令和6年8月 太子町農業委員会定例会議事録

1. 開催日時 令和6年8月7日（水）午後1時30分～午後2時

2. 開催場所 太子町役場3階 第1会議室

3. 出席委員：1番 山本委員 2番 上野委員 3番 山元委員
4番 三浦委員 5番 仲村委員 6番 植木委員
7番 楠本委員 8番 粂山委員 9番 上田委員
10番 中尾委員 11番 谷内委員 12番 川村委員
14番 小路委員 15番 川端委員 16番 松本委員
17番 金谷委員

4. 欠席委員： 13番 山村委員

5. 議事日程

議案第1号 農用地利用集積計画に対する審議の件

議案第2号 農地法第3条に係る許可申請の件

報告第1号 農地法第4条第1項第7号に係る届出受理報告の件

報告第2号 農地法第5条第1項第7号に係る届出受理報告の件

6. 事務局職員

事務局長 川久保 みのり

事務局 仲村 将樹

田中 新人

7. 署名委員 中尾委員 川村委員

8. 議事録

【事務局長】

ただ今より、令和6年8月の定例会を開会します。
それでは、会長より、ご挨拶をいただきます。

【あいさつ】

ありがとうございました。

出席委員は17名中16名で、定数に達しておりますので、本日の定例会は成立しております。それでは太子町農業委員会に関する規程第6条により、会長に議事の進行をお願いいたします。

【会長】

それでは、本日の議事録署名委員について、私から指名いたします。中尾委員、川村委員 よろしくをお願いいたします。
それでは、これより議事に入ります。
議案第1号について、事務局より説明を求めます。

【事務局】

議案第1号 農用地利用集積計画に対する審議の件は2件です。議案書の1ページ1番をご覧ください。（議案書説明）
現地確認は仲村委員にお願いしました。ご説明よろしくをお願いいたします。

【仲村委員】

8月1日に事務局と現地確認しました。
場所は、春日大橋から約100m北側の農地で、現在はぶどうが栽培されている状態です。以上です。

【事務局】

ありがとうございます。本件は、農地の維持管理に困られていた貸し手が、太子町ぶどう塾で栽培技術を学んだ新規参入者の借り手と利用権の設定をされるものです。以上です。

続きまして、議案書の1ページ2番をご覧ください。（議案書説明）

現地確認は仲村委員にお願いしました。ご説明よろしくをお願いいたします。

【仲村委員】

8月1日に事務局と現地確認しました。

場所は、上の太子観光みかん園改札から約190m東側の農地で、現在はぶどうが栽培されている状態です。以上です。

【事務局】

ありがとうございます。本件は、農地の維持管理に困られていた貸し手が、先ほどの議案書1ページ1番の借り手と利用権の設定をするものです。以上です。

【会長】

議案第1号について何か質問はありませんか。

【小路委員】

今回が初めてですか。

【事務局】

はい。初めての利用権設定です。

【会長】

他にございませんか。

無いようですので、議案第1号の1番について採決いたします。本件について、承認される方は挙手をお願いします。

【賛成多数】

賛成多数と認めます。

続きまして、議案第1号の2番について採決いたします。本件について、承認される方は挙手をお願いします。

【賛成多数】

賛成多数と認めます。

続きまして、議案第2号について、事務局より説明を求めます。

【事務局】

議案第2号 農地法第3条に係る許可申請の件は1件です。議案書の2ページ1番をご覧ください。(議案書説明)

現地確認は楠本委員にお願いしました。ご説明よろしく願いいたします。

【楠本委員】

8月1日に事務局と現地確認しました。

場所は、葉室集会所から約60m北側の農地で、現在は草木が生い茂っている状態です。以上です。

【事務局】

ありがとうございます。本件は、農地の維持管理に困られていた譲渡人から、親族である隣地にお住まいの譲受人に所有権移転されるものです。以上です。

【会長】

議案第2号について何か質問はありませんか。

無いようですので、議案第2号の1番について採決いたします。本件について、承認される方は挙手をお願いします。

【賛成多数】

賛成多数と認めます。

それでは、報告第1号について、事務局より説明を求めます。

【事務局】

報告第1号 農地法第4条第1項第7号に係る届出受理報告の件は1件です。議案書の3ページをご覧ください。(議案書説明)

現地確認は金谷会長にお願いしました。ご説明よろしく願いいたします。

【会長】

8月1日に事務局と現地確認しました。

場所は、やわらぎ保育園から約100m南西側の農地で、現在は宅地として利用されている状態です。以上です。

【事務局】

ありがとうございます。本件は、既に宅地となっており、農地転用手続きが必要であることを知らずに宅地として使用されております。今後は農地法を遵守する旨、始末書を提出いただいています。よろしくお願いします。

【会長】

報告第1号について何か質問はありませんか。

無いようですので、報告第2号について、事務局より報告を求めます。

【事務局】

報告第2号 農地法第5条第1項第7号に係る届出受理報告の件は1件です。議案書の4ページをご覧ください。（議案書説明）

現地確認は靱山委員にお願いしました。ご説明よろしくお願いいたします。

【靱山委員】

8月1日に事務局と現地確認しました。

場所は、聖和台集会所から約80m南東側の農地で、現在は保全管理されている状態です。以上です。

【事務局】

ありがとうございます。本件は、住宅建築の為、譲受人へ所有権移転するものです。よろしくお願いいたします。

【会長】

報告第2号について何か質問はありませんか。

無いようですので、次に、その他案件として事務局より何かありますか。

【事務局】

- ・ 農地パトロールの件
- ・ 太子・春日地区地域計画事前相談

【会長】

他にございませんか。

それでは、本日の案件はすべて終了しました。

次回の定例会は 9月 9日 月曜日

時間は午後1時30分からこの場所で開催します。

以上で、8月の定例会を閉会します。

署名委員

署名委員